

東北 テレコムトピックス

CONTENTS

TOPICS 1

東北総合通信局 平成20年度重点施策

TOPICS 2

東北地域におけるブロードバンド整備の工程表(ロードマップ)の更新

TOPICS 3

東北地域におけるブロードバンド契約数等(平成19年12月末現在)

TOPICS 4

東北で初めての受賞
「地域密着型投稿サイト:ミヤング」が
リージョナル賞を受賞しました

TOPICS 5

「地上デジタル放送セミナー 2008」を開催

TOPICS 6

ビル陰共同受信施設等の地上デジタル
テレビ放送対応に関する説明会を開催

TOPICS 7

「沿岸漁業無線システムのネットワーク化
に関する調査検討会」最終報告まとまる

TOPICS 8

不法無線局の摘発に功績のあった捜査
機関に感謝状を贈呈

TOPICS 9

もっと便利に無線局電子申請

TOPICS 10

管内7社目の特定信書便事業許可

TOPICS 11

共聴施設の地上デジタル放送対応
— シリーズ3 —

2011年 アナログテレビ放送終了
地上デジタル放送をご覧いただく
には専用チューナーが必要となります。総務省

無線局の免許等に関する

手続きは電子申請が可能です。

■詳しくは電波利用電子申請 HP
<http://www.denpa.soumu.go.jp>

【編集・発行】：総務省 東北総合通信局 総務部 総務課 企画広報室
〒980-8795 仙台市青葉区本町三丁目2番23号 仙台第2合同庁舎

TEL：022(221)0605 FAX：022(221)0612
ホームページ…<http://www.ttb.go.jp/>

TOPICS 1

東北総合通信局 平成20年度重点施策 ～ ICTで地域に活力！ いきいき東北～



総務省では、人口減少社会が現実のものとなった今、国民が身近なところで快適な生活を実感できるよう、ICT（情報通信技術）の利活用により地域の活性化を図ることが重要と認識し、デジタル・ディバイド（情報格差）のないユビキタスネット社会を早期に実現するために、さまざまな取組を進めています。

東北総合通信局においても、広大で中山間地域が多い中、過疎化・少子高齢化の進展が著しい東北では、ユビキタスネット社会の早期実現は地域社会・経済を活性化、深刻化している医療・福祉・教育・雇用等におけるさまざまな課題の解決に欠かせないものとして、地域の実情に応じた情報通信基盤の整備やICT利活用の普及促進を図っているところです。

平成20年度においても、ICTの利活用を通じて、活力ある地域社会、生き生きとした東北の実現を目指して、次の施策に重点的に取り組んでいきます。

1 地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けた環境整備の推進

2011年(平成23年)7月24日までに地上アナログテレビ放送を終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行するために、視聴エリアの拡大を図るとともに、地上デジタルテレビ放送の普及促進のための周知広報及び情報提供に努める等、関係者と連携して環境整備を推進します。

- (1) 地上デジタルテレビ放送の視聴エリアの拡大
- (2) 地上デジタルテレビ放送の視聴実態把握
- (3) 共同受信施設の地上デジタルテレビ放送対応の加速化
- (4) 周知広報・相談対応の充実

2 均衡ある情報通信基盤整備の促進

2010年度(平成22年度)までに東北地域におけるブロードバンド・ゼロ地域を解消するため、地域の特性に応じた情報通信基盤整備を促進し、ブロードバンド・ゼロ地域の割合(世帯数比)が平成19年度末の約5.0%から平成20年度末には約3.6%まで減少するよう取り組みます。

また、携帯電話不感地帯の解消をめざし、過疎地域等の条件不利地域におけるサービスエリアの拡大に向けた取組を行います。

- (1) ブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取組
- (2) 無線システムの利用促進
- (3) ブロードバンドに関する周知及び情報の公表
- (4) 携帯電話サービスエリア拡大に向けた取組

3 活力ある地域社会の構築に向けたICT利活用の促進

活力ある地域社会づくりに向けて、地域の特性やニーズに応じたICTの利活用の推進、地域の活性化に役立つICT研究開発、電波利用の普及促進等に取り組めます。

- (1) ICT利活用先進的モデル構築への支援
- (2) ICT分野の研究開発の推進
- (3) 小電力無線システムの利活用の推進
- (4) 電子申請の利用促進

4 安心・安全な暮らしのための情報通信利用環境の確保

多種・多様な電気通信サービスを消費者が安心・安全に利用できる環境の整備を図るとともに、電波利用の増大と多様化に対応したクリーンな電波利用環境を確保するための電波監視の充実、災害時・緊急時における情報伝達手段の整備推進に取り組めます。

- (1) 電気通信サービス利用環境の整備
- (2) 電波利用環境の保護
- (3) 災害時・緊急時における情報伝達手段の整備推進

TOPICS 2

東北地域におけるブロードバンド整備の工程表(ロードマップ)の更新 ー 2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消 ー

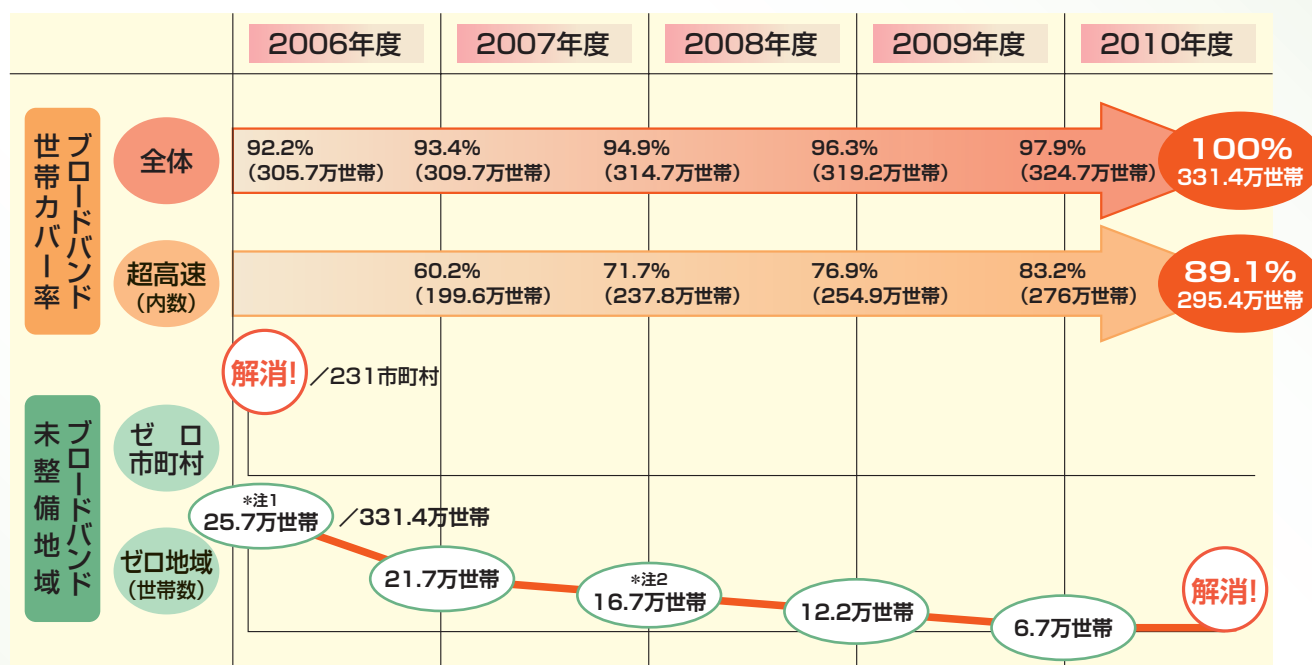
東北総合通信局は、2010年度を目標とした東北地域におけるブロードバンド整備の目標を定めた工程表(ロードマップ)を更新しました。

このロードマップは、東北地域におけるブロードバンド整備の進捗状況を明確化し、様々な関係者が共有することによって、今後のブロードバンドの整備の促進に向けた取り組みに資することを目的とし、昨年度末に第一版を策定以降、毎年度見直すこととしています。

今般の見直しの結果により、**東北地域におけるブロードバンド・ゼロ地域(世帯数)を現在の16.7万世帯から、2008年度末には12.2万世帯まで減少させる**といった新たな整備目標を工程表として取りまとめました。

この目標に向け、県、電気通信事業者、国の機関等で構成する「東北地域ブロードバンド推進会議」において、地域の実情にふさわしい整備方策を検討します。

ブロードバンド整備の目標【工程表】(東北全体の推移)



*注1 2006年(H18)7月実施の市町村アンケート結果によるもの。

*注2 2007年(H19)10月実施のDD解消戦略会議の調査によるもの。

東北6県：ブロードバンド未整備地域の推移

	東北全体	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
2008年	3.6% 12.2万世帯	1.9% 1.0万世帯	6.2% 3.0万世帯	1.8% 1.5万世帯	2.5% 1.0万世帯	2.3% 0.9万世帯	6.7% 4.8万世帯
2007年	5.0% 16.7万世帯	2.9% 1.5万世帯	7.4% 3.6万世帯	2.8% 2.4万世帯	5.0% 2.0万世帯	4.1% 1.6万世帯	7.8% 5.6万世帯
2006年	6.5% 21.7万世帯	5.8% 3.0万世帯	9.9% 4.8万世帯	3.6% 3.0万世帯	7.6% 3.0万世帯	4.9% 1.9万世帯	8.4% 6.0万世帯

数値(上段)ブロードバンド未提供世帯率(%)

数値(下段)ブロードバンド未提供世帯数(万世帯)

- 東北総合通信局報道発表(平成20年3月28日)
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h1901-03/0328b1001.html>
- 東北総合通信局報道発表(平成19年3月27日)
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h1901-03/0327c1001.html>
- 東北総合通信局報道発表(平成18年6月29日)
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h1804-06/0629a1001.html>

【お問い合わせ先】：情報通信部 情報通信振興課
☎022-221-0708

TOPICS 3 東北地域におけるブロードバンド契約数等(平成19年12月末現在)

東北総合通信局は、今般、平成19年12月末現在のブロードバンド契約数等について取りまとめました。

＊ブロードバンド（サービス）とは、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス及びFWAアクセスサービスのことをいいます。

■FTTH(fiber to the home)アクセスサービス：

加入者宅まで光ファイバケーブルを用いた超高速インターネット接続サービス。

■DSL (digital subscriber line) アクセスサービス：

既存の電話用銅線ケーブルを用いた高速インターネット接続サービス。

上りと下りの速度が非対称なのが特徴。

■CATV (cable television) アクセスサービス：

CATV用の番組伝送ケーブルを用いた高速インターネット接続サービス。

■FWA (fixed wireless access) アクセスサービス：

加入者宅と通信事業者間の加入者回線を無線で接続する高速インターネット接続サービス。

東北地域におけるブロードバンドサービス提供可能エリア（ブロードバンドマップ）を、東北総合通信局ホームページ（http://www.ttb.go.jp/toukei/bb_map/index.html）で公表しています。

●ブロードバンド契約数及び世帯普及率

(平成19年12月末現在)

上：契約数 下：世帯普及率	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北管内合計	全国合計
FTTH	52,673 9.4%	61,454 12.4%	178,175 20.2%	50,033 12.0%	64,421 16.3%	116,919 15.9%	523,675 15.0%	11,328,952 21.9%
DSL	124,525 22.1%	119,059 24.0%	237,165 26.8%	95,405 22.9%	108,333 27.5%	177,311 24.1%	861,798 24.7%	13,133,113 25.4%
CATV	12,960 2.3%	9,634 1.9%	30,010 3.4%	20,133 4.8%	14,970 3.8%	810 0.1%	88,517 2.5%	3,827,502 7.4%
FWA	143 0.0%	20 0.0%	235 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 0.0%	404 0.0%	12,585 0.0%
合 計	190,301 33.8%	190,167 38.3%	445,585 50.4%	165,571 39.8%	187,724 47.6%	295,046 40.1%	1,474,394 42.2%	28,302,152 54.7%

＊ブロードバンド契約数は、FTTHアクセスサービス、DSLアクセスサービス、CATVアクセスサービス、FWAアクセスサービスの各契約数の合計。

＊平成19年12月末現在の世帯普及率の母数となる世帯数は、平成19年住民基本台帳に基づく世帯数（平成19年3月31日現在）による。

＊FWAは契約数が少数のため、世帯普及率は省略した。＊世帯普及率の数値は、小数点第2位で四捨五入した。

●ブロードバンド契約数に係る世帯普及率の全国順位

(平成19年12月末現在)

ブロードバンド全体			FTTH			DSL			CATV		
順位	県別	普及率	順位	県別	普及率	順位	県別	普及率	順位	県別	普及率
1	東京都	72.5%	1	東京都	35.2%	1	静岡県	35.8%	1	三重県	25.4%
2	神奈川県	66.5%	2	滋賀県	32.9%	2	新潟県	30.3%	2	福井県	21.8%
3	大阪府	61.3%	3	京都府	28.6%	3	茨城県	30.3%	3	富山県	21.7%
14	兵庫県	54.9%	11	広島県	22.1%	↓12	山形県	27.5%	20	千葉県	7.5%
	全国平均値	54.7%		全国平均値	21.9%	↑15	宮城県	26.8%		全国平均値	7.4%
15	岐阜県	53.6%	12	福岡県	21.9%	19	岐阜県	25.5%	21	石川県	7.4%
20	宮城県	50.4%	13	宮城県	20.2%		全国平均値	25.4%	↑30	秋田県	4.8%
26	山形県	47.6%	↑24	山形県	16.3%	20	岡山県	24.4%	34	山形県	3.8%
↑35	福島県	40.1%	↓26	福島県	15.9%	↑22	福島県	24.1%	37	宮城県	3.4%
37	秋田県	39.8%	↑37	岩手県	12.4%	23	岩手県	24.0%	42	青森県	2.3%
41	岩手県	38.3%	↓40	秋田県	12.0%	↑27	秋田県	22.9%	43	岩手県	1.9%
45	青森県	33.8%	46	長崎県	9.5%	↑29	青森県	22.1%	46	鹿児島県	0.7%
47	鹿児島県	29.7%	47	青森県	9.4%	47	宮城県	14.7%	47	福島県	0.1%

＊平成19年12月末現在の世帯普及率の母数となる世帯数は、平成19年住民基本台帳に基づく世帯数（平成19年3月31日現在）による。

＊は東北管内の県を表す。＊順位の矢印は、平成19年9月末との対比（東北管内のみ） ↑＝ランクアップ ↓＝ランクダウン

●携帯電話及びPHSの加入契約数

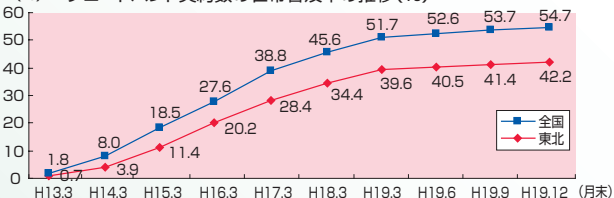
(平成19年12月末現在)

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北管内合計	全国合計
携帯電話	865,711	822,887	1,866,948	688,619	750,756	1,315,661	6,310,582	100,525,078
PHS	19,135	20,918	100,864	17,823	28,101	36,848	223,689	4,772,187
合 計	884,846	843,805	1,967,812	706,442	778,857	1,352,509	6,534,271	105,297,265
人口普及率	61.2%	61.2%	84.1%	61.8%	64.7%	64.7%	68.1%	82.9%

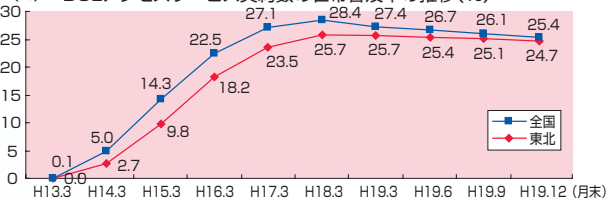
＊平成19年12月末現在の世帯普及率の母数となる人口は、平成19年住民基本台帳に基づく人口（平成19年3月31日現在）による。

＊都道府県別の加入契約数及び人口普及率については、事業者ごとに集計方法が異なるため、必ずしも有効な数値ではない。

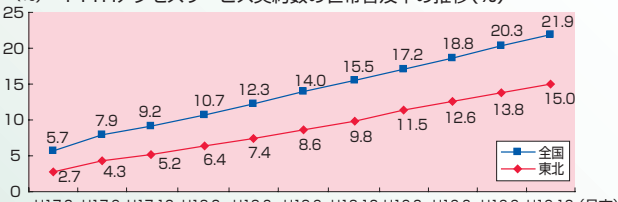
(%) ■ブロードバンド契約数の世帯普及率の推移(%)



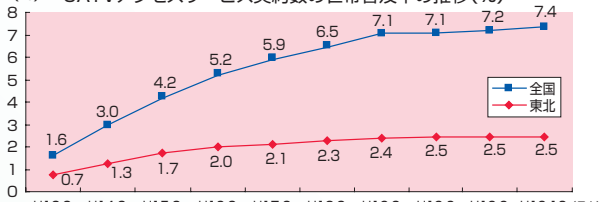
(%) ■DSLアクセスサービス契約数の世帯普及率の推移(%)



(%) ■FTTHアクセスサービス契約数の世帯普及率の推移(%)



(%) ■CATVアクセスサービス契約数の世帯普及率の推移(%)



＊各年の世帯普及率の母数となる世帯数は、各年の住民基本台帳に基づく世帯数(3月31日現在)による。

●東北総合通信局報道発表（平成20年2月27日）

<http://www.ttb.go.jp/hodo/h2001-03/0227a1001.html>

●東北総合通信局報道発表（平成20年3月21日）

<http://www.ttb.go.jp/hodo/h2001-03/0321a1001.html>

【お問い合わせ先】：情報通信部 電気通信事業課 ☎022-221-0626

TOPICS 4

東北で初めての受賞 「地域密着型投稿サイト:ミヤング」がリージョナル賞を受賞しました



▲ ミヤング授賞式の様子

総務省の所管する社団法人デジタルメディア協会（AMD）では、デジタルコンテンツの質的向上並びに人材育成を目的として、平成7年度からAMDアワード・デジタル・コンテンツ・オブ・ジ・イヤーを開催、優秀なデジタルコンテンツを表彰し、その功績を讃えてきました。

この度、第13回AMDアワード'07において、株式会社ネットレンド「地域密着型動画投稿サイト：ミヤング」の活動が評価されAMDアワード「リージョナル賞」を受賞しました。

地域密着型投稿サイト：ミヤング

2007年7月にスタートした地域密着型動画投稿サイトです。「ミヤング」の意味は、「みやぎ」+「ヤング」と、宮城の現在進行形の「～ing」を表した造語で、「躍動感」のあることをイメージしています。

季節のイベントごとに動画が振り分け・蓄積されるチャンネル機能や、利用者が動画に対するコメントを投稿できる機能など、地域コミュニティとしての機能も充実しています。

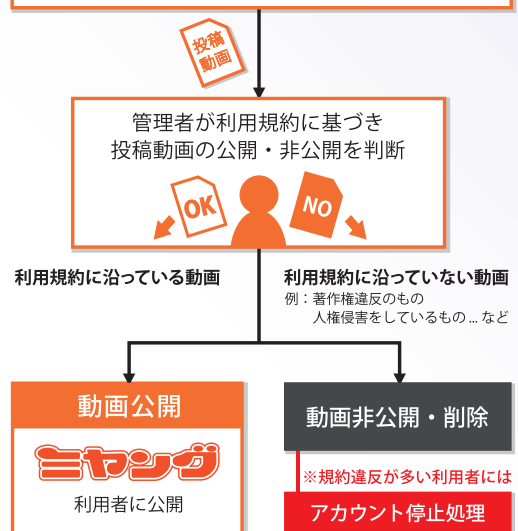


▲ ミヤング オープニング画面



▲ アオパビジョン（仙台駅前大型ビジョン）

利用者が「ミヤング」に動画を投稿



仙台駅前の大型ビジョンでも、地域のイベントをアピールする番組を放映し、動画投稿サイトと共に季節のイベントを盛り上げ、仙台を訪れる県外の方々も楽しめる観光情報を発信しています。

Web サイト：<http://miyoung.jp/>

AMDアワード

社団法人デジタルメディア協会（Association of Media in Digital）がデジタルコンテンツ産業発展のため、デジタル作品の質的向上と人材育成を図る目的として制定された。1年間に発売又は発表された国内のデジタル作品の中から優秀作品を選定し、功績を讃えるもの。

社団法人デジタルメディア協会：<http://www.amd.or.jp/award>

リージョナル賞

地域に根ざしたデジタルコンテンツやサービスの中で、最も優れた功績を挙げた個人・団体を表彰するもので、第9回AMDアワード（2003年）から新設されたもの。

TOPICS 5 「地上デジタル放送セミナー 2008」を開催

東北総合通信局は、3月4日、仙台市において東北情報通信懇談会との共催で「地上デジタル放送セミナー 2008」を開催しました。

本セミナーでは、東北総合通信局から「東北地域における地上デジタル放送の現状と課題」と題した基調講演を行い、2008年末に東北地域の世帯カバー率が91%まで拡大、市町村における周知広報の取り組みの広まり、2008年中の地上デジタル放送に関する主要イベント等を紹介し、引き続きお二人の専門家によるご講演を頂きました。

社団法人日本CATV技術協会 技術調査研究部長 杉本 明久 氏は「地上デジタル放送のギャップファイラーについて」と題して、電波の届きにくい地域や場所の受信環境を向上させるギャップファイラーに関して、ご講演いただきました。ギャップファイラーは、無線共聴とも呼ばれているもので、地形難視聴と都市難視聴の対策に適用が可能であり、無線中継、光ファイバ中継、ケーブルテレビ中継のそれぞれの中継方式によるシステム構成について、また、様々な設置形態に即したそれぞれのモデルイメージ等についても、ご説明をいただきました。

日本放送協会技術局計画部副部長 吉本 秀明 氏は「地上デジタル放送IP再送信と審査ガイドラインの概要」と題して、難視聴世帯をなくすための対応策として期待されているIP再送信について、ご講演いただきました。IP再送信の検討の経緯、技術方式の概要について、また、IP再送信に当たっての技術面の要件、運用上の要件等についても、ご説明をいただきました。

地方自治体や放送・通信事業関係者などから定員を大幅に上回る136名の参加があり、地上デジタル放送に対する関心の高さがうかがえました。参加者の9割以上の方から、「非常に参考になった」、「参考になった」の感想をいただき、また、地上デジタル放送の課題として、「難視聴地区解消」、「地上デジタル放送の一層のエリア拡大」、「地上デジタル放送受信機の低廉化」等の意見が寄せられました。

当局では今後とも、地上デジタル放送の普及促進のための周知広報及び情報提供に努めることとしています。



▲ 講演の模様〈仙台市・ホテル仙台プラザにて〉

【お問い合わせ先】：放送部 放送課 ☎022-221-0696

TOPICS 6 ビル陰共同受信施設等の地上デジタルテレビ放送対応に関する説明会を開催

東北総合通信局は、3月5日、仙台市において「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応の考え方」に関する説明会を開催しました。

現在、ビル陰等によるテレビ放送の受信障害を改善するために設置された「都市受信障害対策共同受信施設」（以下「対策施設」）は、東北管内で約2,800を数えます。これらの対策施設については、地上デジタル放送電波の特性により、受信障害が大幅に改善すると予想されており、改めて当事者双方（建造物所有者・対策施設受信者）が施設の存続や改修の要否を決定し、改修手法や費用負担等について協議することが必要となっています。

本説明会は、このような対策施設の関係者に対して、デジタル改修のために必要な具体的知識と問題解決のための考え方の一例を示すことにより、当事者協議を進め、地上デジタルテレビ放送への完全移行の期限である2011年（平成23年）7月24日までに、すべての共同受信施設が円滑にデジタル対応を完了することを目的として開催しました。

当日、会場となった仙台第2合同庁舎2階会議室には、ビル・マンション等の所有者等、125名の参加があり、当局有線放送課職員の説明の後、「改修や撤去に関する業者の見積が高い」「ビル建設の際にケーブルテレビで対策を受けたが地デジになると有料化されるのか？」などの現実的な質問が多く出されました。

また、説明会終了後の個別相談にも多くの参加者が残られ、施設固有の問題について、職員とマンツーマンで意見交換しました。



▲ 説明会の模様
〈仙台市青葉区・仙台第2合同庁舎 2階会議室にて〉

さらに、会議後のアンケートによれば、参加者が現実的に困っていることの多くは「当事者協議」であり、「実際に受信者から対応を迫られているが、スムーズに話し合いが出来るか、納得してもらえるか自信がない。」「自治体の建物なので、受信者に応分負担を求めづらい。」等の悩みも寄せられました。

一方、既に「改修済み」という参加者の回答も少なからずあり、対策施設においても着実に地上デジタル放送対応が動き始めていることを実感できました。

今後、当局では東北各地の関係団体に働きかけを行い、団体主催の説明会に職員を派遣するほか、各県でこのような説明会を開催し、より地域に踏み込んだ情報提供と相談対応をしていくこととしています。

【お問い合わせ先】：放送部 有線放送課 ☎022-221-0703

TOPICS 7

「沿岸漁業無線システムのネットワーク化に関する調査検討会」 最終報告まとまる

東北総合通信局では、平成19年6月から、沿岸海域で操業する漁船の安全・安心を確保することを目的として、「沿岸漁業無線システムのネットワーク化に関する調査検討会」を開催してきましたが、この度、本検討会の最終報告がまとめられました。

報告書では、深夜・早朝に操業する漁船と陸上間の連絡体制が困難な「空白海域・時間帯」を解消させ、また、一人乗り漁船からの海中転落事故等の対策を講ずるためには、①27MHz帯漁業用海岸局のネットワークによる24時間ワッチ体制の確立、②携帯電話メール等を活用した情報提供の二重化、③海中転落後自船への帰還可能性を高め、また転落者搜索を容易にするなどの効果が期待できる小型漁船救急支援システムの導入、④①～③の一体的運用が沿岸漁業の安全・安心の確保に有効と提言されています。

当局としては、報告書の提言をふまえ、引き続き関係機関と調整を行い早期のネットワーク化等を推進して行きます。

なお、詳細につきましては、当局ホームページに掲載しています。<http://www.ttb.go.jp/houkoku/>

宮城県の構築例

〔現状〕

宮城県の沿岸域全域において、沿岸漁業に従事する漁船を対象とした24時間ワッチ（監視）体制は執られていない。

そのため、深夜早朝時の緊急連絡（津波注意報などの情報提供）や事故発生時の連絡体制は十分とはいえない。

〔ネットワーク構成・運用案〕

1 社団法人宮城県漁業無線公社が運営する宮城県漁業無線局は、通信所（石巻）、送信所施設（牡鹿半島大草山）、受信所施設（志津川）及び通信所一送受信所間の連絡線（専用線）を整備し、主に遠洋・近海の出漁船との連絡体制を執っている。

宮城県沿岸域における24時間ワッチ体制を整備する際には、当該漁業無線局の設備を有効活用し、ネットワーク整備をすることが適当である。

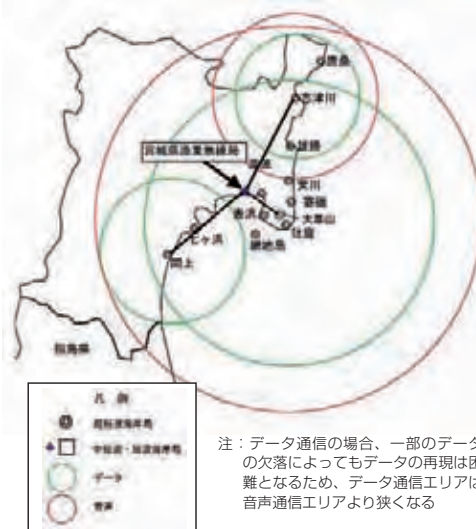
2 宮城県沿岸部において音声による通信エリアを確保するためには、牡鹿半島大草山に一つの27MHz帯漁業用無線局を設置する必要がある。

データによる通信エリアを確保するためには、県北リアス式海岸部、県南部における不感地帯を解消するため、更に27MHz帯漁業用無線局を志津川、名取市近辺に新たに開設する必要がある。

3 中継回線については、石巻の通信所一牡鹿半島大草山間及び志津川間は、既存連絡線の空きチャンネル等を活用する。

石巻の通信所一名取市間は、データ通信をメインとした通信であるため、ベストエフォート型IPサービスでの対応が適当である。

24時間ワッチ体制の27MHz帯漁業用海岸局配置図（宮城県）



● 東北総合通信局報道発表（平成20年2月20日）
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h2001-03/0220c1001.html>

【お問い合わせ先】：無線通信部 航空海上課
☎022-221-0651

TOPICS 8

不法無線局の摘発に功績のあった捜査機関に感謝状を贈呈

東北総合通信局は、平成19年度において不法無線局の摘発に特に功績のあった捜査機関（14署）に対して、平成20年2月及び3月に感謝状を贈呈しました。

これら捜査機関は、積極的に当局との共同取締りや、独自の取締りに対応し、電波利用秩序の維持に多大な貢献をいただいたものです。

電波を利用するためには、原則として総務大臣の免許が必要ですが、免許を受けない不法無線局から発射される電波はテレビ・ラジオの受信障害、電子機器の誤動作及び消防・救急無線・携帯電話などの重要無線通信へ混信妨害を与え、日常生活に支障を及ぼします。

当局では、これら不法無線局撲滅のため、不法電波の監視、電波利用ルールPR活動のほか、捜査機関の協力を得て不法無線局の取締りに努めています。

感謝状の被贈呈機関

青森県	弘前警察署	宮城県	岩沼警察署	山形県	山形警察署
	五所川原警察署		登米警察署		米沢警察署
	黒石警察署		鳴子警察署		福島県 相馬警察署
	むつ警察署		河北警察署		気仙沼海上保安署
岩手県	大船渡警察署	秋田県	横手警察署		



▲ 青森県黒石警察署での贈呈の様相
（平成20年3月5日）



● 東北総合通信局報道発表（平成20年2月20日）
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h2001-03/0220d1001.html>

【お問い合わせ先】：電波監理部 調査課
☎022-221-0640

TOPICS 9 もっと便利に無線局電子申請

①平成20年4月1日から無線局の電子申請（免許・再免許）にかかる手数料を引き下げました。

改正後の主な無線局の申請手数料は次のとおりです。

種 類	電 子 申 請 手 数 料	書面による申請手数料
総トン数500トン未満の漁船の船舶局 (10ワット以下のもの)	免 許 2,950円 ← 4,450円 再免許 1,350円 ← 1,950円	4,600円 2,100円
アマチュア無線局 (50ワットを超えるもの)	免 許 5,500円 ← 7,900円 再免許 1,950円 ← 2,950円	8,100円 3,050円
アマチュア無線局 (50ワット以下のもの)	免 許 2,900円 ← 4,200円 再免許 1,950円 ← 2,950円	4,300円 3,050円
固定局・基地局・陸上移動局・簡易無線局等 1ワットを超え5ワット以下のもの	免 許 3,050円 ← 4,150円 再免許 2,400円 ← 3,250円	4,250円 3,350円
固定局・基地局・陸上移動局等 5ワットを超え10ワット以下のもの	免 許 4,500円 ← 6,500円 再免許 3,250円 ← 4,850円	6,700円 4,950円

※赤字で記載したものが新手数料です。

※詳細は<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/kaiteitesuuryou.htm>をご覧ください。



②アマチュア無線局は、ID・パスワードで申請可能に

アマチュア無線局（個人利用向け）電子申請・届出システムが運用になりました。【お問い合わせ先】：無線通信部 企画調整課

※詳細は<http://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html>をご覧ください。

☎022-221-0702

TOPICS 10 管内7社目の特定信書便事業許可

東北総合通信局は、株式会社秋田県赤帽（本社：秋田市）に対し平成20年3月3日、東北管内では7社目（秋田県では2社目）となる特定信書便事業を許可しました。

秋田県内の自治体では、支所巡回集配等の入札に特定信書便事業許可を条件とするところが増加傾向にあり、今後も利用者のニーズに応えた創意工夫を凝らしたサービスの提供や適正な価格競争を期待するところとす。

当局では、平成20年度も信書送達の正常化及び信書便事業の参入・利用促進に取り組むこととしています。



▲ 田中 局長（右）から事業許可を受ける佐藤 代表取締役（左）
（東北総合通信局 局長室にて）

● 東北総合通信局報道発表（平成20年2月29日）

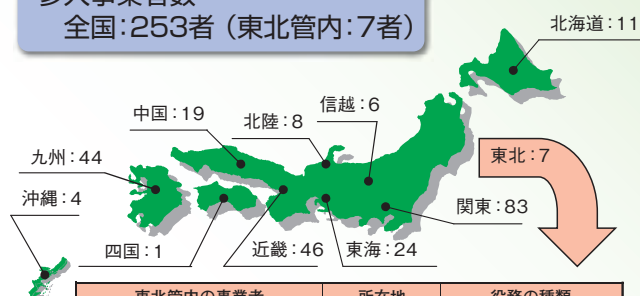
<http://www.ttb.go.jp/hodo/h2001-03/0229a1001.html>

【お問い合わせ先】：信書便監理官 ☎022-221-0631

特定信書便事業者の参入状況等

参入事業者数
全国：253者（東北管内：7者）

（平成20年3月3日現在）
注：本社所在地でカウント



東北管内の事業者	所在地	役務の種類
青森定期自動車株式会社	青森県 青森市	第1号
ワイエス株式会社	青森県 八戸市	第1号・第2号・第3号
東北鉄道運輸株式会社	宮城県 仙台市	第1号
ハートフェルト	秋田県 秋田市	第1号・第2号・第3号
株式会社秋田県赤帽	秋田県 秋田市	第1号
赤帽山形県軽自動車運送協同組合	山形県 山形市	第1号
株式会社聖	福島県 福島市	第1号・第2号

新規参入

○特定信書便事業とは

創意工夫を凝らした高い付加価値を有するサービスを提供する「特定サービス型」の事業で、次に掲げる特定信書便役務のいずれかを充たす必要があります。

○特定信書便役務の種類

（第1号役務）

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務

（第2号役務）

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務

（第3号役務）

その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務



TOPICS 11 共聴施設の地上デジタル放送対応 ― シリーズ3 ―

「デジタルテレビを買ったのに地上デジタル放送が映らない!」

前回は、「地上デジタル放送対応のための「改修」とは、どんなことを行うのか」というお話をしました。そこで今回は、共同受信施設組合が自主財源で改修する場合のおおまかな流れをご説明いたします。



改修までにはどんなことをするの?

① 改修の端緒

現在、放送電波を受信している放送局(サテライト局)が地上デジタル放送を開始すると組合員の中にもデジタル対応のテレビやチューナー等を購入する方が増えてきます。この頃から「デジタルテレビを購入したのに施設が改修されていないので地上デジタル放送が見られない」という苦情が出はじめるので、放送局のデジタル化に併せて改修開始時期の目算を立てることをお勧めします。

② 改修の検討

まず、組合員へのアンケート等により、「いつ頃からどのぐらいの人がデジタル放送を見たいと思っているのか」、「今後も共聴組合でテレビを視聴したいと思っているか」等の実態を把握します。組合存続の意志が確認できたら、改修工事の時期にとらわれず、お早めに共聴施設の保守を委託している業者等に相談してください。

③ 事前調査

受信調査には、「現在の受信点でデジタル放送も良好に受信できるか?」という**受信点調査**と「組合員のうち、アンテナでデジタル放送を受信できる世帯がどのくらいあるのか?」という**フィールド調査**の二通りがあります。

山間地の共聴組合は、「受信点調査」、都市部の共聴組合は、「フィールド調査」を主に行うと良いでしょう。フィールド調査の結果「全世帯個別アンテナで受信できる」との結果が出れば、共聴施設そのものを廃止することもできます。

⑦ 工事開始

工事契約後は、ほとんどが工事業者の代行手続が可能です。まず、工事着工の2週間前に「有線電気通信法、有線テレビジョン放送法に基づく変更届」を当局まで提出してください。当局が届出書を受理したら、工事に着手できます。また、51端子以上の施設については、「デジタル放送の同時再送信同意書」を放送事業者から改めて取得してください。

⑧ 工事完成

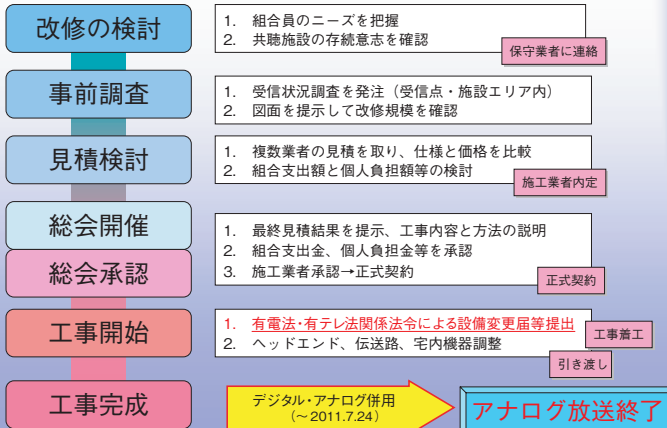
宅内のテレビの設定・調整等も含め、工事が全て完了したら、引き渡しを受け、アナログ放送終了までは、「デジタル・アナログの両方」の電波を流します。組合員は、その間にデジタル対応のテレビや受信機を買って、宅内のデジタル化を進めてください。

⑨ アナログ終了

アナログ放送の電波が止まったら、要らなくなった設備の撤去が必要な場合があります。その際も当局あて「変更届」を提出してください。なお、共聴施設を廃止する際は、ケーブルや設備を撤去してから「廃止届」を提出してください。

改修までの流れ

― 受信する放送局がデジタル放送を開始したら ―



④ 見積検討

保守を委託している業者に事前相談している場合でも、複数の工事業者から見積を取り、比較検討した方が「良いものが安く」できる可能性が高くなります。業者見積額が、ほぼ決まった段階で、組合の積立金で改修経費が支出可能か、足りない場合は組合員の自己負担がいくらになるのかを算定して総会に備えましょう。

⑤ 総会開催

総会では、組合員に今回のデジタル改修とは「どのような工事をいくら掛けてやるのか」や「工事に伴ってテレビの見られなくなる時間はあるのか」等について説明してください。技術的な説明が難しい場合は、工事業者を伴うことも可能でしょう。

⑥ 総会承認

総会で、組合員の決議がなされれば、工事業者と正式に契約してください。大きな経費を伴う改修ですので、「公明正大」に契約することを心掛けてください。

アナログ終了間際には、改修工事が殺到して、工事業者の手が回らなくなる恐れがあります。是非、デジタル放送が開始された地域の方から、工事業者との接触を持っていただき、お早めに改修工事を実施していただけますよう、お願いいたします。



連載記事は、今回で終了です。

【お問い合わせ先】：放送部 有線放送課 ☎022-221-0703